

都城広域定住自立圏共生ビジョン

概要版



平成22年3月3日
宮崎県都城市

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項	1
1. 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ	1
2. 定住自立圏の名称	1
3. 圏域を構成する市町	1
4. 定住自立圏共生ビジョンの名称	1
5. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間	1
第2章 都城圏域の広域行政への取組	2
1. 都城圏域の概要	2
2. 広域行政への取組	2
第3章 都城広域定住自立圏構想への取組	3
1. 都城市の中心市宣言	3
2. 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）	3
3. 定住自立圏形成協定の具体的内容	4
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方	5
第4章－1 生活機能の強化に係る政策分野	5
第4章－2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）	7
第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	9
第5章 都城広域定住自立圏の将来像	11
第6章 政策分野別の事業計画	13
第6章－1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系	13
第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画	15
第6章－3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画	20
第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	23

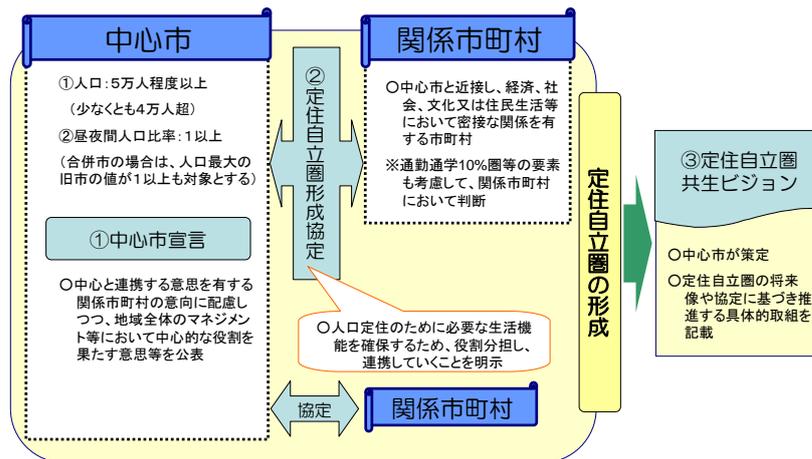
第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1. 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接な繋がりをもつ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度である（下図表参照）。

この定住自立圏共生ビジョンは、次の手順により策定された定住自立圏構想の実施計画である。

- ①中心市である都城市が、平成21年4月に、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担うという意味を表明した「中心市宣言書」を作成、公表した。
- ②同年10月、都城市と、それに近接し、経済的・社会的に密接な関係を持つ三股町、曾於市、志布志市が、それぞれ協定を締結し「定住自立圏」が形成された。
- ③この協定書に記載した連携する具体的事項の実施計画である「定住自立圏共生ビジョン」を策定した。



2. 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

3. 圏域を構成する市町

中心市 宮崎県 都城市
 関係市町 宮崎県 三股町
 鹿児島県 曾於市・志布志市

4. 定住自立圏共生ビジョンの名称

都城広域定住自立圏共生ビジョン

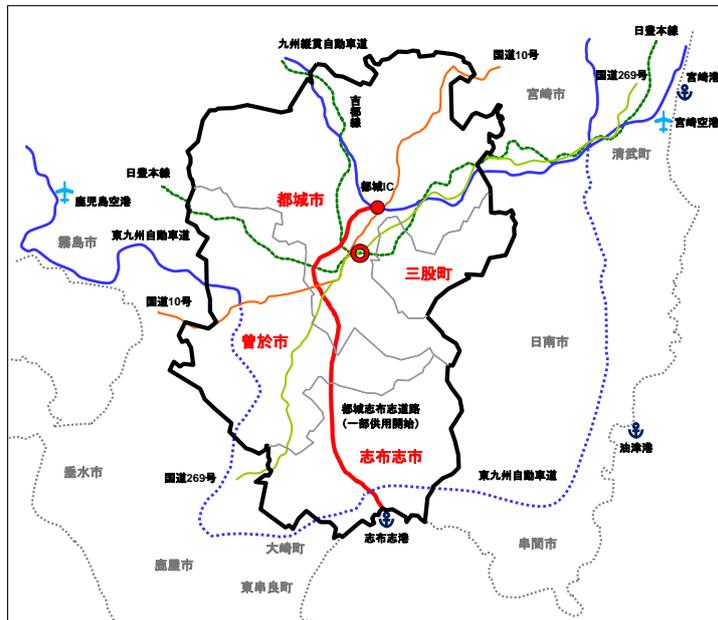
5. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

第2章 都城圏域の広域行政への取組

1. 都城圏域の概要

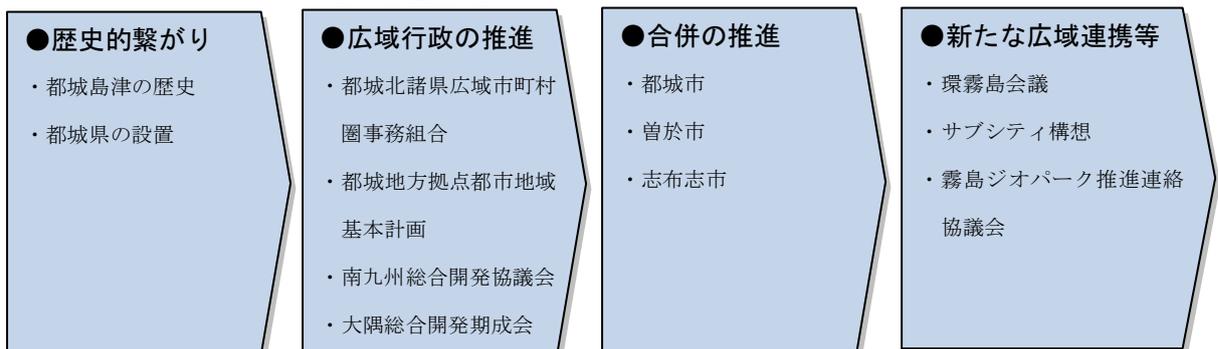
- ・都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443k㎡、人口約27万人を有する南九州の中核をなす圏域（以下、「都城圏域」という。）を形成している。
- ・40km圏内には、志布志港・油津港に加え、宮崎・鹿児島両空港があり交通の要衝として栄えてきたが、都城圏域の縦貫道路である地域高規格道路「都城志布志道路」の整備が進めば、さらなる緊密な結びつきを持った圏域となる。



2. 広域行政への取組

- ・都城島津家の歴史や都城県の設置など、歴史や経済を共有し発展してきたこの圏域は、合併以前から、一部事務組合や県境を越えた協議会の設置など広域的な課題に対応
- ・新たな広域連携や施策の推進
 - ①環境や観光、防災など県境を越えた幅広い連携を図る「環霧島会議」
 - ②都城圏域のポテンシャルを広域的な視点から活かそうとする施策「サブシティ構想」
 - ③世界ジオパーク認定に向けた活動に取り組む「霧島ジオパーク推進連絡協議会」など

【図表 歴史的な繋がりから新たな連携へ】



第3章 都城広域定住自立圏構想への取組

1. 都城市の中心市宣言

都城市は、平成20年10月に定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成21年4月には、以下の3つを柱とする中心市宣言を行った。

- 都城市の中心市宣言の主な内容
1. 生活機能強化のための取組
 - ・広域救急医療体制の整備・充実
 2. 結びつきやネットワーク強化のための取組
 - ・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進
 3. 圏域マネジメント能力強化のための取組
 - ・宣言中心市等における人材の育成
 - ・圏域内市町の職員等の交流

2. 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）

この中心市宣言の主要テーマである医療分野及び都市基盤分野を始めとした都城市と三股町、曾於市及び志布志市との結びつきは深い。

- ・2市1町の延べ入院患者数のうち、三股町ではその76.2%が、曾於市でもその50.6%が、都城市内の医療機関を受診している。
- ・三股町の就業者・通学者（自宅従業者を除く）のうち約6割、曾於市では同2割強が、都城市へ通勤・通学している。

【図表 2市1町の住民の延べ入院患者数と都城市への流入患者数】

	総数	都城市への流入患者数		都城市への流入率
		都城市の医療機関を受診	都城市外の医療機関を受診	
三股町	2,750	2,095	655	76.2%
曾於市	8,215	4,153	4,062	50.6%
志布志市	5,529	561	4,968	10.1%

出典：各市町の国保レセプト

【図表 都城市への通勤通学割合】

	常住就業者・通学者数(人) (15歳以上)		都城市への就業・通学者数(人) c	通勤通学割合 d=c/(a-b)*100
	a	うち自宅従業者数 b		
三股町	13,084	1,780	6,791	60.0%
曾於市	22,875	6,950	3,750	24.0%
志布志市	18,732	5,058	268	2.0%

出典：平成17年国勢調査

3. 定住自立圏形成協定の具体的内容

平成21年10月に締結した、中心市である都城市と関係市町で連携する具体的な事項を含んだ定住自立圏形成協定書の内容は次のとおりである。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

1) 医療

(ア) 医療資源の高度化

- i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院等の整備又は充実
- ii) 夜間救急診療体制等の充実
- iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保
- iv) 圏域医療の情報化の推進

(イ) 医療連携の充実

(ウ) 災害時の対応

(エ) 圏域における搬送体制の構築

2) 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1) 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

2) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

3) 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

1) 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

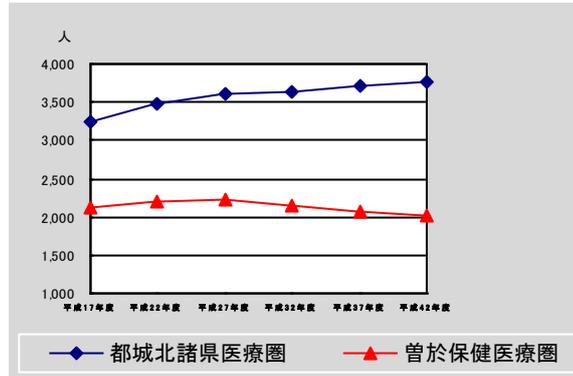
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方

第4章-1 生活機能の強化に係る政策分野

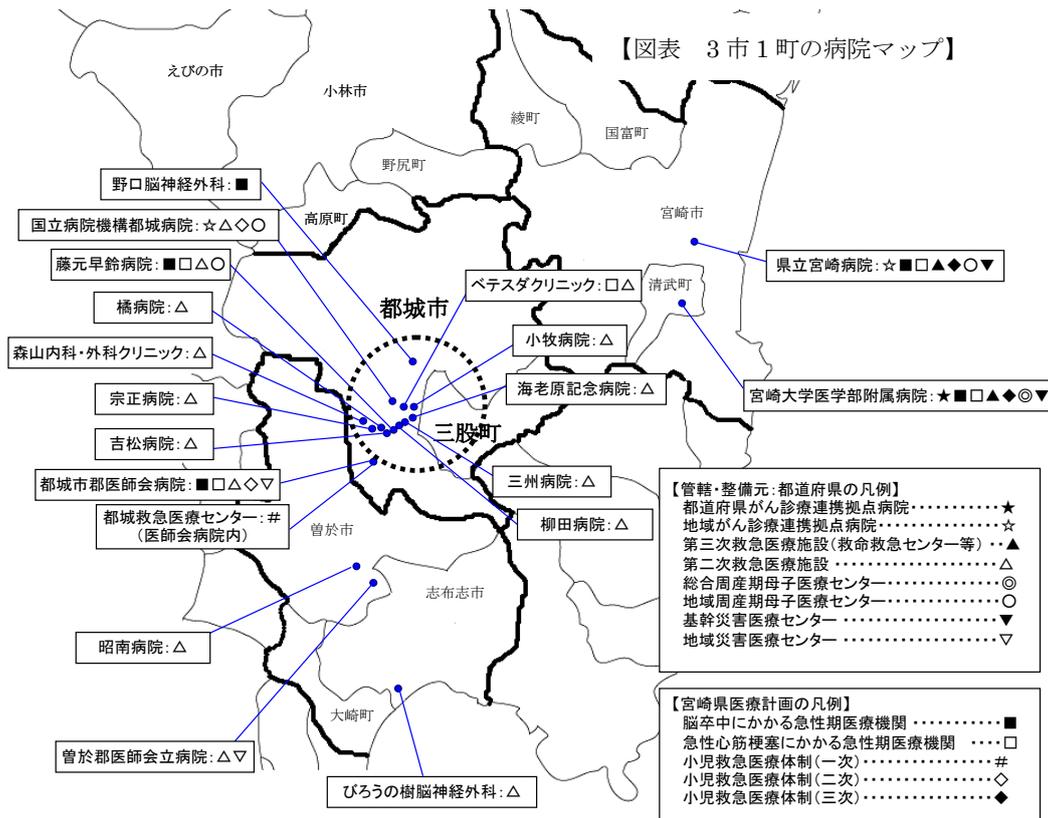
1. 圏域の現状

(1) 将来推計患者数の推移

少子化により、将来人口は減少するが、75歳以上の人口構成比が高くなることから、外来患者・入院患者は都城北諸県医療圏では、平成42年度まで、曾於保健医療圏でも平成27年度までは増加すると予測される。



(2) 医療供給状況



- ・圏域内における医療施設・医療機能の偏在
- ・曾於保健医療圏では、深夜帯には二次小児救急における入院体制がなく、鹿児島保健医療計画でも都城北諸県医療圏との連携が必要だとしている。
- ・10万人対医師数(都城北諸県医療圏183.0人、曾於保健医療圏120.4人、全国217.5人)
- ・圏域内に電子カルテを導入している病院はなく、オーダーリングの導入も進んでいない。

(3) 災害医療・広域救急搬送

- ・ 都城市郡医師会病院及び曾於郡医師会立病院は、各医療圏の地域災害医療センター
- ・ 都城市郡医師会病院の設立した都城DMATは、現在活動を限定している。
- ・ 平成20年の都城市消防局と大隅曾於地区消防組合管内の救急患者数9,720人のうち22.7%は、都城救急医療センターと都城市郡医師会病院に搬送されている。

2. 圏域における課題

(1) 医師不足に伴う救急医療・一般医療への影響

- ・ 高齢化に伴い入院患者数は増加すると考えられ、さらに循環器疾患の割合が高く、救急医療の充実が求められる。
- ・ 医師不足は顕著で、救急医療はもちろん、小児科や産科など二次医療圏や県境を越えた広域的な対応のできる連携体制の構築が求められている。

(2) 救急医療施設・機能の偏在

- ・ 都城北諸県医療圏に脳外科・循環器科・小児科・産科などが集中している。
- ・ 都城北諸県医療圏内においても小児科と周産期との連携が必要
- ・ 救急医療施設を効率的に稼働させるため、関連クリニック等との連携も重要
- ・ 機能分担を踏まえた広域救急医療体制構築のための医療情報化の推進が必要

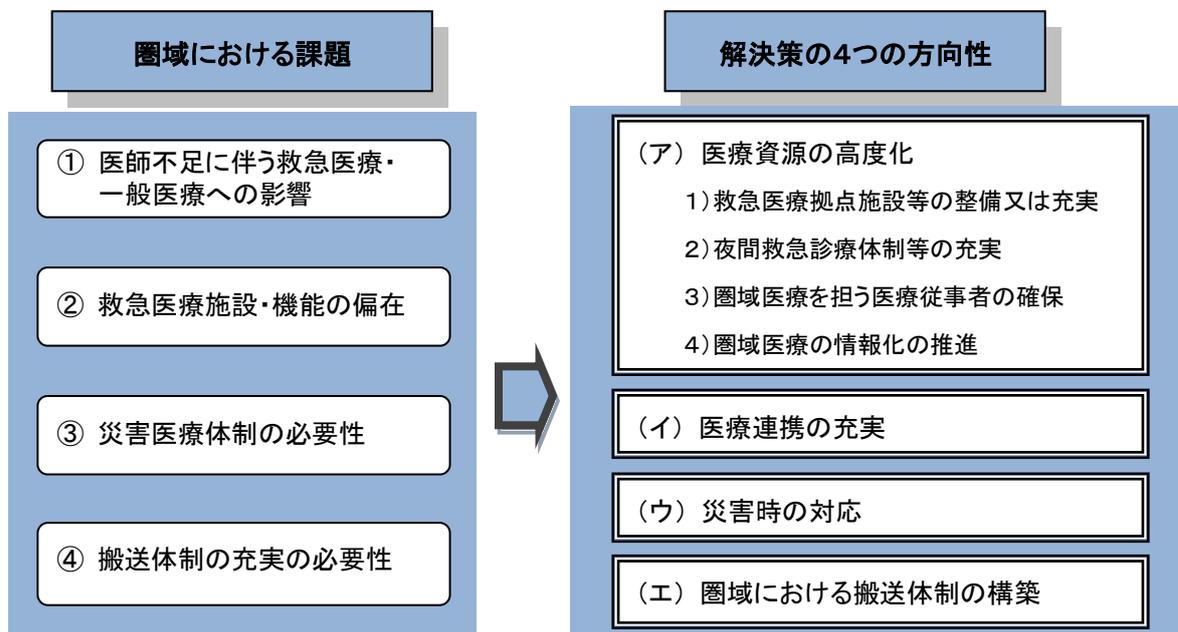
(3) 災害医療体制充実の必要性

- ・ 地域災害医療センターにふさわしい体制の整備
- ・ 大規模災害時や感染症発生時の協力体制の構築

(4) 搬送体制の充実の必要性

- ・ 災害時に対応できる広域的な搬送体制の構築
- ・ 救急救命士の確保、DMATの再編

3. 課題解決のための4つの方向性



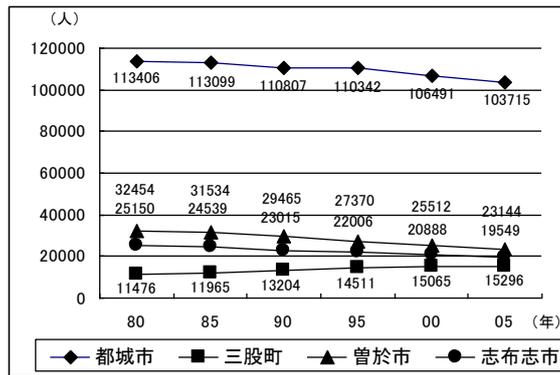
第4章-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）

1. 圏域の現状

(1) 人口動態

- ・人口推移は、三股町が増加している以外、総じて人口減少基調にある（都城市は微減）。
- ・65歳以上の高齢者は、各市町とも大幅に増加しているが、0-14歳の若年者及び15-64歳の生産年齢人口は、三股町を除いて減少している。

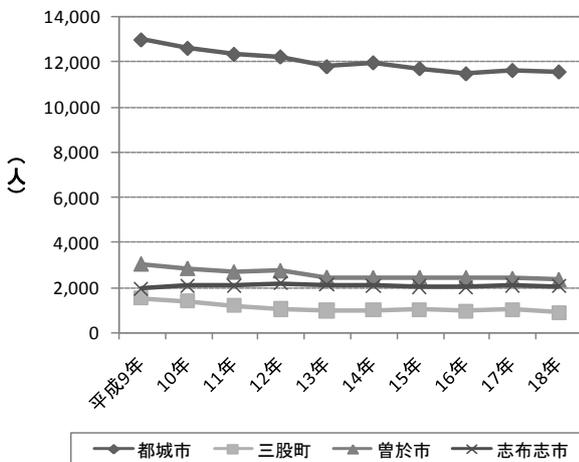
【図表 生産年齢人口推移】



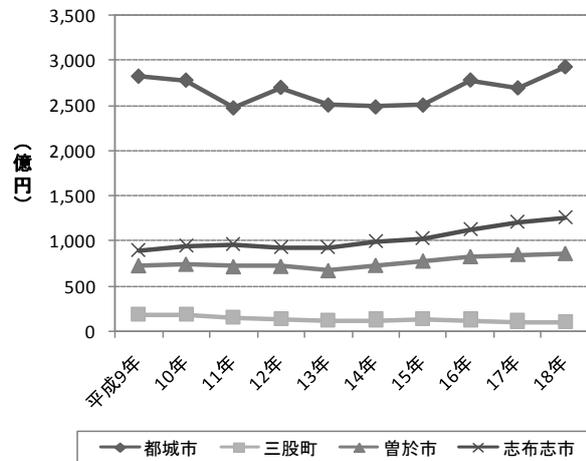
(2) 地域経済の状況

- ・工業統計の従業者数をみると総体的に減少傾向にある。（志布志市は横這い）
- ・製造品出荷額等は、都城市と志布志市が増加傾向、三股町は減少、曾於市が横這い
- ・都城圏域は日本有数の食料供給基地であり、志布志港における外貿の取扱貨物量の約8割が畜産飼料用穀物類である。
- ・志布志港は、税関、入国管理、検疫機能を備えた九州唯一の中核国際港湾として、さらに、日本有数の農畜産地帯への飼料供給基地として発展しているが、外貿に関しては、総額は伸びているものの輸入超過という状況にある。

【図表 従業者数（工業）】



【図表 製造品出荷額等】



(3) 生活サービス（特に交通サービス）の状況

- ・人口 100 人当たりの自動車保有台数が全国平均を大きく上回り、自動車に強く依存
- ・都城市内に大型小売店舗、医療施設及び高等教育機関が集積し、利用動向も集中

(4) 集客・交流サービスの状況

- ・圏域の観光は、スポーツキャンプ・合宿の受入は好調
- ・県内客の割合が高いため、県外客をも惹きつける魅力づくりが求められている。

2. 圏域における課題

(1) 少子・高齢化の進展と人口減少

- ・少子・高齢化に伴う人口減少が進展し、圏域の地域経済全体が収縮している。

(2) 生産年齢人口の減少による生産性の低下

- ・生産年齢人口の減少が産業分野での生産性の低下を招いているため、生産年齢人口を中心とする雇用創出が大きな課題である。

(3) 地域経済の停滞

- ・平成 20 年秋の世界同時不況のあおりを受け、圏域全体の地域経済が停滞している。

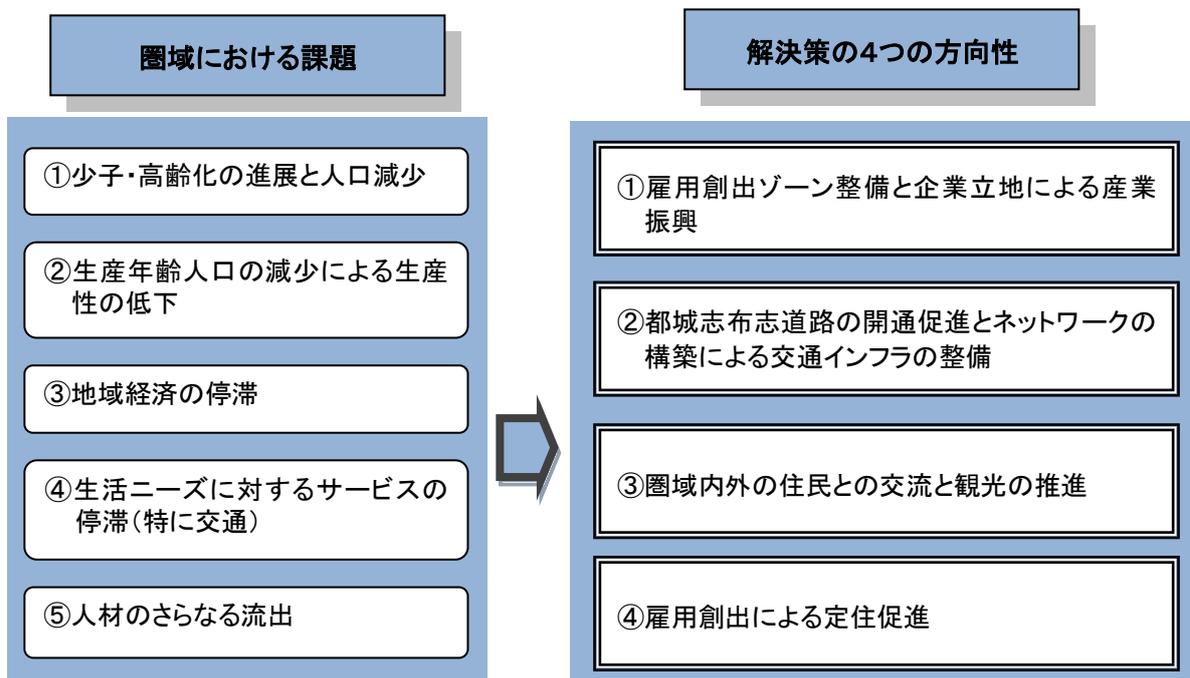
(4) 生活ニーズに対するサービスの停滞（特に交通サービスについて）

- ・連携を促進する縦の交通アクセスの整備が進まず、幹線道路では交通混雑が深刻化
- ・曾於市への大動脈である国道 10 号は災害に弱い一面を持つ。

(5) 人材のさらなる流出

- ・上記サービスの停滞が、人材のさらなる流出、人口減少につながるおそれがある。

3. 課題解決のための4つの方向性



第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 圏域の現状

(1) 行政人材の育成状況

都 城 市：「新都市人材育成基本方針」を平成19年4月に策定し、①職場管理、②職員研修、③人事管理の3つを柱とした人材育成システムの構築を進めている。

三股町・曾於市：外部の専門研修機関の活用により、主に階層別研修や地方自治法、行政法、民法の法令セミナーを実施し、職員の知識・スキルの獲得を図っている。

志布志市：階層別研修や法令実務研修のほか、企画力・創造力開発研修、公共マーケティング研修、ファシリテータースキル研修などの個別研修等を実施している。

(2) NPO 法人や市民活動団体の活動状況

都 城 市：NPO 法人が31法人あり、福祉分野での活動団体が多いが、子育て、環境、歴史文化、スポーツ等も活動テーマとなっている。

三 股 町：NPO 法人が6法人あり、いずれも福祉分野を主たる活動分野としている。

曾 於 市：NPO 法人が7法人あり、福祉、医療、教育などの分野で活動している。

志布志市：NPO 法人が7法人あり、地域FM事業を行う NPO 法人のほか、地域活性化に向けた提言活動を行うまちづくり NPO 法人等がある。

(3) 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

都 城 市：財団法人都城圏域地場産業振興センターでは、都城市及び三股町の37業種の事業者の加盟のもと、三股町と連携して、地場産業の振興事業を実施
社団法人霧島工業クラブでは、都城市及び三股町などの事業者が都城工業高等専門学校を核とした交流を深めるとともに、産学官の相互協力により、技術の研究・開発拠点づくりや技術交流、高付加価値製品の開発促進を目的とした事業を実施

三 股 町：異業種連携推進事業を実施

曾 於 市：曾於市ブランド推進協議会やプロジェクトチームを立ち上げ、認証制度の運用によるブランド品目づくり、新商品開発等を実施している。

志布志市：志布志湾岸エリア活性化協議会ややっちく会（大隅の國やっちく松山藩）を設置し、地域の活性化に取り組んでいる。

2. 圏域における課題

(1) 行政人材の育成

- ・圏域内の各自治体が有する地域資源を相互に連携させ、一体的な魅力ある地域づくりを支える行政人材の育成
- ・事務事業等の効率化や高度化など、地域課題解決方策の立案能力の強化
- ・新たな連携施策を立案する柔軟な発想力や課題にチャレンジする実行力

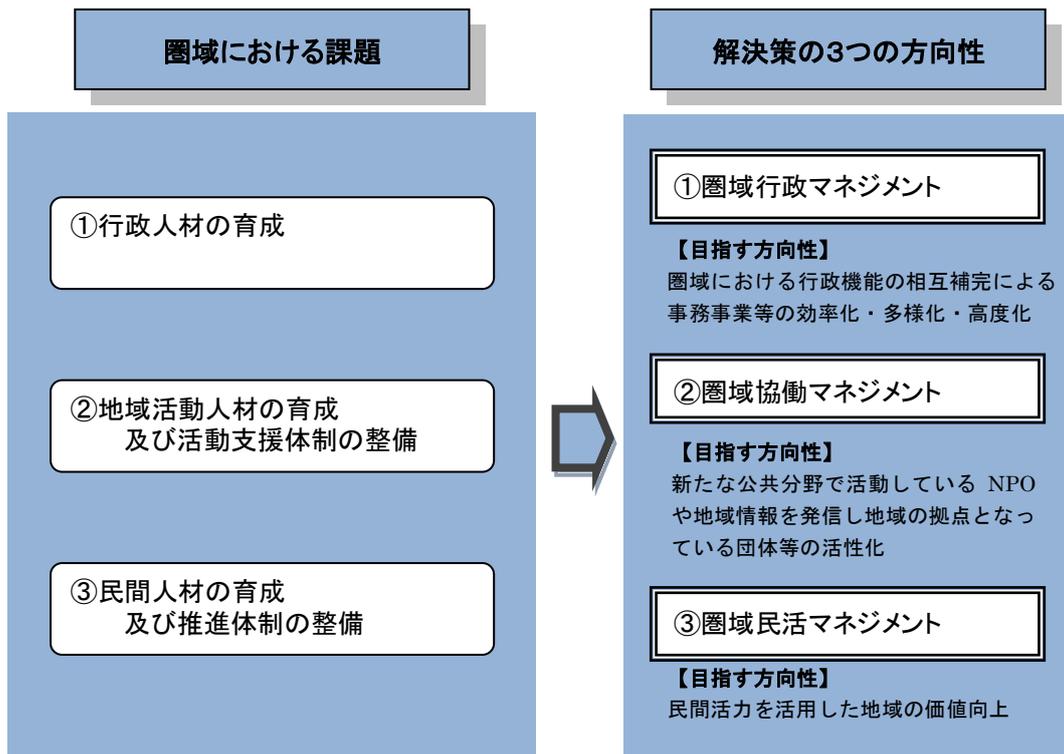
(2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

- ・福祉や環境、子育て、教育、文化・芸術、まちづくり等の多様な分野における市民活動団体やNPO法人等、多数の団体の継続・発展を促す取組
- ・自治体と協働し、新たなサービスを実施する団体の発掘・育成及び活動の継続・発展を促す取組
- ・住民生活に直結する多様な地域課題に対応するためにも、地域住民の結束と自ら考え自ら解決する仕組みづくり・体制づくり

(3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

- ・知識・経験、技能を有した活動意欲の高い人材の発掘・育成
- ・民間活動人材や地元企業、NPO法人等の連携による、相互の強みを活かした地域資源の発掘・活用など地域の魅力による地域価値の向上

3. 課題解決のための3つの方向性



第5章 都城広域定住自立圏の将来像

— 集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏 —

【将来像】

歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指します。



【将来像実現のための施策の実施】

事業実施（実施すべき事業は、第6章に記載）

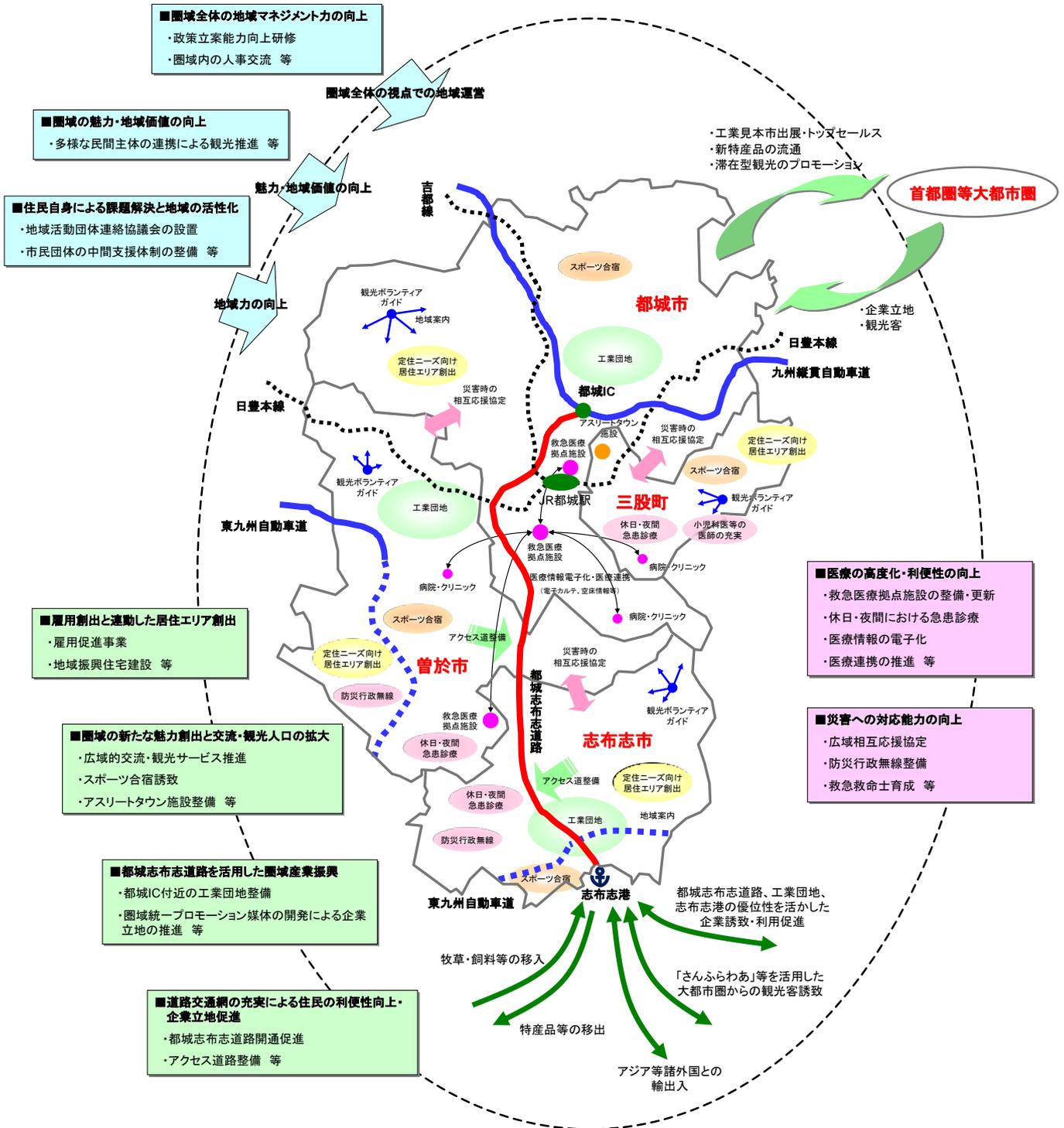
毎年度の事業の見直し



【事業実施により形成される圏域のイメージ】

そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政とNPOや民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。

【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】

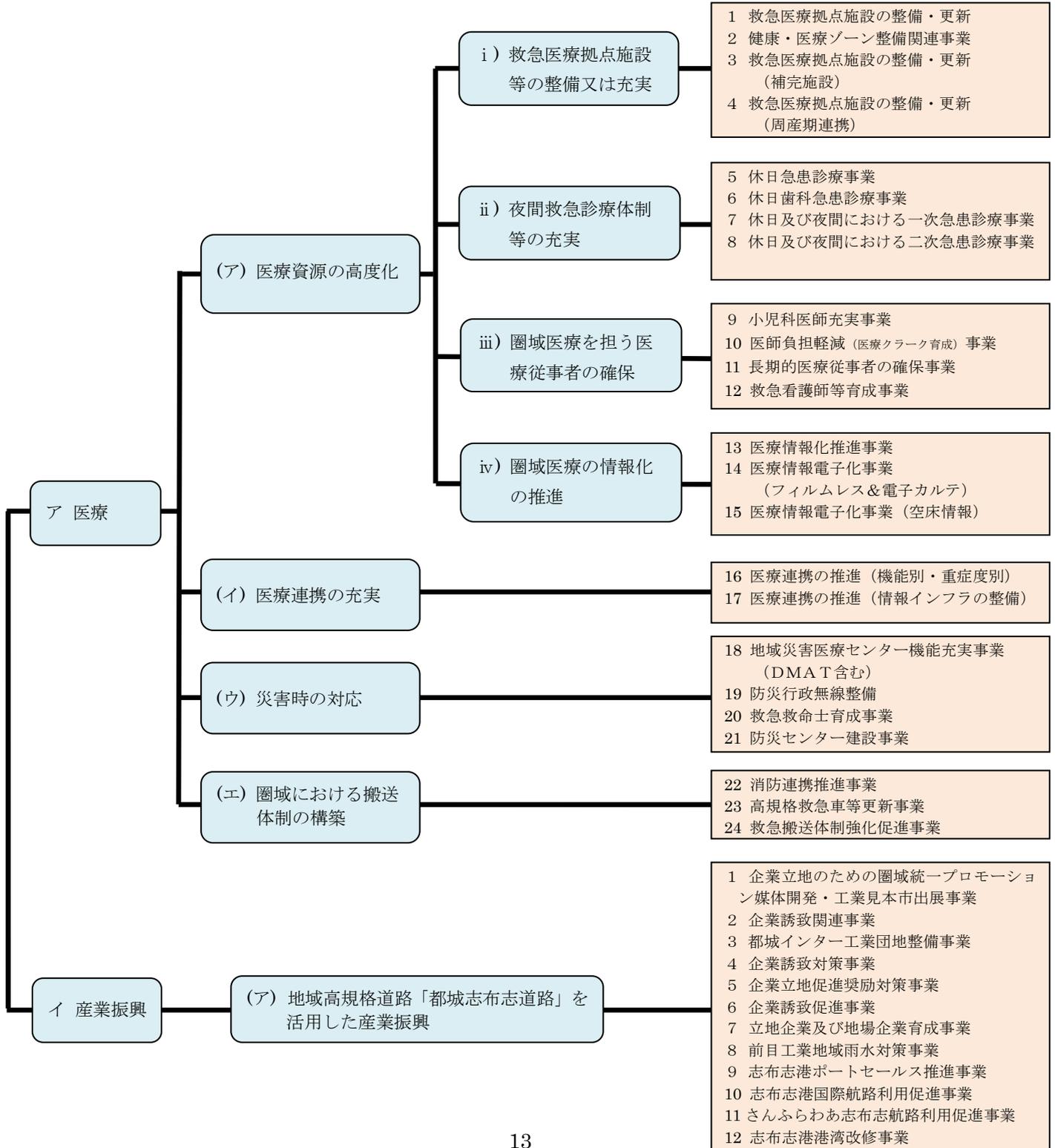


第6章 政策分野別の事業計画

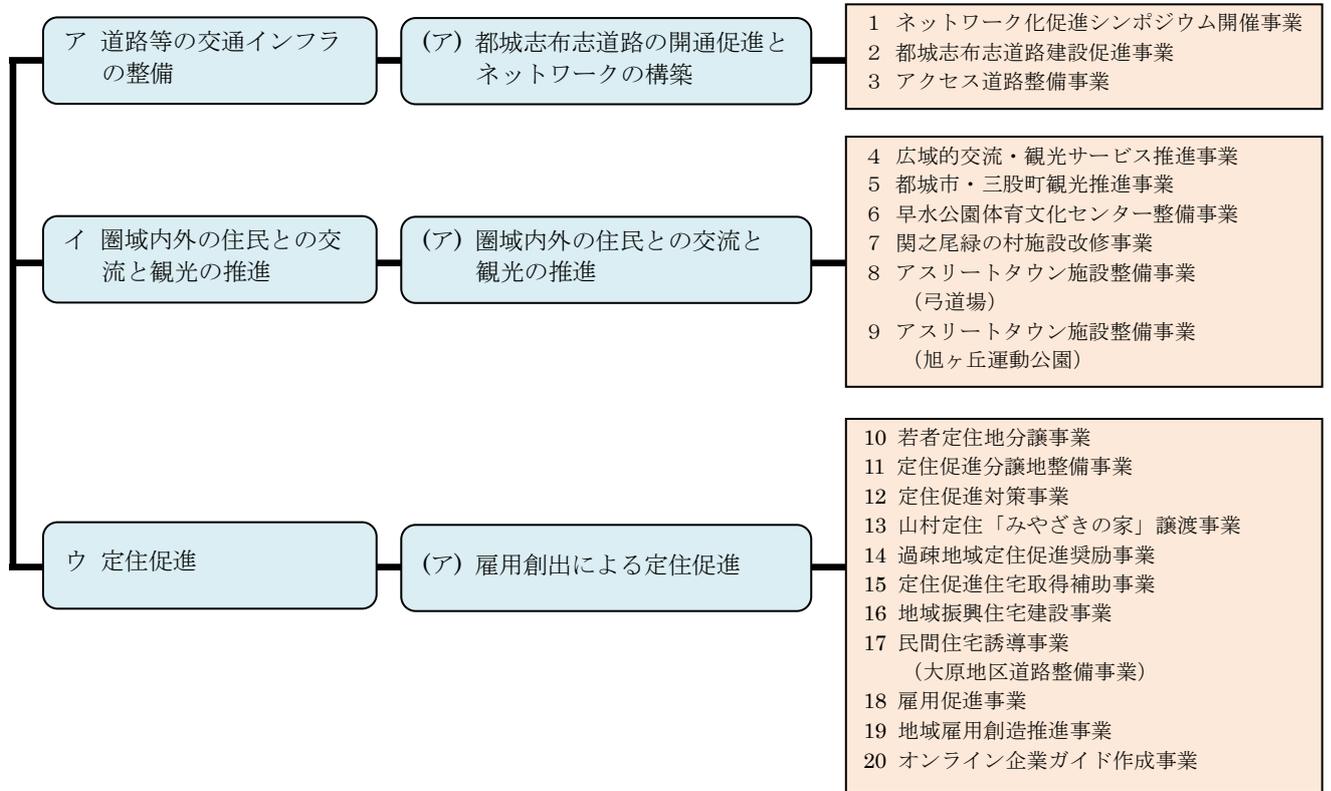
第6章－1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系

都城広域定住自立圏共生ビジョンでは、3つの政策分野について以下のような体系の下で推進する。

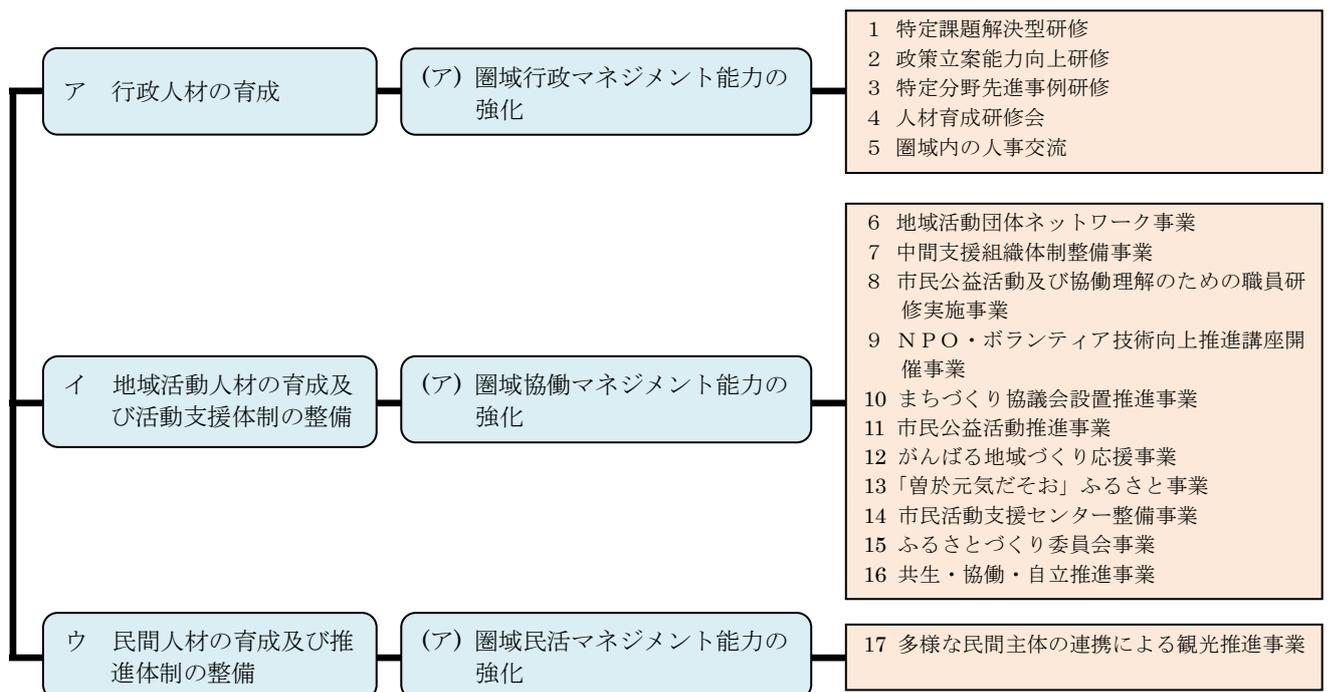
1. 生活機能の強化に係る政策分野



2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野



第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画

1. 医療（広域救急医療）

ア 医療

（ア）医療資源の高度化（i 救急医療拠点施設等の整備又は充実）

○取組の内容

圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	救急医療拠点施設の整備・更新	圏域の救急医療の拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、施設の老朽化へ対応するとともに、救急医療の拠点としてふさわしい整備を行う。	都城市 都城市北諸県郡医師会
2	健康・医療ゾーン整備関連事業	健康・医療ゾーンの基本構想・基本計画の策定委託料等	都城市
3	救急医療拠点施設の整備・更新（補完施設）	補完施設（曾於郡医師会立病院）の整備充実のために、医療資源の情報化を進めるとともに、医療機器・施設の整備を行う。	曾於郡医師会
4	救急医療拠点施設の整備・更新（周産期連携）	周産期医療の中核を担う病院として情報化の推進を図るとともに、周産期医療の機能強化により、さらなる医療レベルの向上を図る。	国立病院機構都城病院
事業効果			
<p>・ 圏域の救急医療の拠点施設は、都城市郡医師会病院及び都城救急医療センターであり、救急搬送率はこの圏域全体の約25%を占めているが、施設の老朽化が進んでいる。施設の整備更新により、施設老朽化への対応はもちろん、施設の高度化も図られ医師にとっても魅力ある施設となる。</p> <p>・ また、曾於郡医師会立病院や都城病院の整備により圏域の救急医療の拠点施設の一体的な高度化も図られ、連携機能の強化も期待できる。</p> <p>※ 都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターの整備については、都城市において平成21年度から22年度にかけて基本構想・基本計画を策定中であり、事業年度や規模等の詳細はその計画によることになる。</p>			

（ア）医療資源の高度化（ii 夜間救急診療体制等の充実）

○取組の内容

夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
5	休日急患診療事業	休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。	都城市
6	休日歯科急患診療事業	休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。	都城市
7	休日及び夜間における一次急患診療事業	都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。	都城市
8	休日及び夜間における二次急患診療事業	休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付。	都城市
事業効果			
<p>複合的な救急診療事業により圏域における24時間365日切れ目のない救急医療体制を構築できる。また、圏域の初期救急医療の後方支援病院である都城市郡医師会病院の施設整備により二次救急医療の高度化に加え、圏域における高度医療機器の共同利用等も推進できる。</p>			

(ア) 医療資源の高度化 (iii 圏域医療を担う医療従事者の確保)

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
9	小児科医師充実事業	圏域において不足する小児科部門を充実させ、より高度の小児医療の提供ができる体制を、救急医療拠点施設の整備に併せ整える。	都城市北諸県郡医師会
10	医師負担軽減(医療クラーク育成)事業	都城市郡医師会病院に3名の医療クラークを育成することにより、医師の負担を軽減する。	都城市北諸県郡医師会
11	長期的医療従事者の確保事業	中高生等に対する職業(医師、看護師等)としての医療を体験してもらい、その素晴らしさを伝え、長期的な視点からの医療従事者の確保を図る。	都城市北諸県郡医師会
12	救急看護師等育成事業	災害支援看護師を育成するため、都城・北諸地区の災害看護推進委員会を中心とした災害時の適切な看護のための研修等を実施し、災害看護師教育備品等の整備も併せて行う。2年目以降はより広域的な研修活動に移行する。	都城市北諸県郡医師会
事業効果			
小児科医師の確保による小児医療の充実により、宮崎・鹿児島両県の医療計画の求める小児救急医療提供体制が構築できる。また、医療クラークの導入により医師の負担の軽減が図られ、災害支援看護師の育成により圏域の救急医療のレベルアップが期待される。			

(ア) 医療資源の高度化 (iv 圏域医療の情報化の推進)

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
13	医療情報化推進事業	救急医療拠点施設における電子カルテ等の医療情報化を効率的に推進するための検討を行う。	都城市北諸県郡医師会
14	医療情報電子化事業 (フィルムレス&電子カルテ)	フィルムレス化による読影環境の高度化と電子カルテの導入による圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。	都城市北諸県郡医師会
15	医療情報電子化事業 (空床情報)	夜間における空床・医師の情報の共有化システムの構築により、夜間救急時の受入体制の効率化を図る。	都城市北諸県郡医師会
事業効果			
医療情報化の推進により医療の高度化と効率化が図られるとともに、圏域における医療ネットワークの構築が可能となる。また、夜間における空きベッドや医師等の情報を電子化することにより、効率的な搬送と迅速な医療行為の実施が可能となる。			

(イ) 医療連携の充実

○取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
16	医療連携の推進 (機能別・重症度別)	都城市北諸県郡医師会及び国立病院機構都城病院を中心として曾於郡医師会・歯科医師会・看護師会・薬剤師会等を含んだ検討組織を立ち上げ、医療連携の推進を図る。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。	都城市北諸県郡医師会
17	医療連携の推進 (情報インフラの整備)	地域間の情報格差是正及び高度情報化に対応するため、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤の整備を行う。	志布志市
事業効果			
医療情報の電子化に加え、関係機関による医療連携の検討テーブルを設置することにより、幅広い医療連携が可能となり、多様化・高度化する広域の救急医療ニーズに対応することができる。			

(ウ) 災害時の対応

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
18	地域災害医療センター機能充実事業 (DMAT含む)	DMATの再編や感染症も含めた対応など地域災害医療センターにふさわしい機能の充実を図る。	都城市北諸県郡医師会
19	防災行政無線整備	防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。	曾於市 志布志市
20	救急救命士育成事業	年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。	都城市 大隅曾於地区消防組合
21	防災センター建設事業	災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。	曾於市 志布志市
事業効果			
地域災害医療センターの機能充実により、災害時のより高度でスムーズな対応が可能になるとともに、年次計画的な救急救命士の育成により高度な知識・技術にもとづいた救命措置による救命率の向上が期待できる。また、曾於市と志布志市の防災行政無線整備と防災センター建設により、圏域南部の災害への対応能力の向上が図られる。			

(エ) 圏域における搬送体制の構築

○取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
22	消防連携推進事業	他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。	全市町 大隅曾於地区消防組合
23	高規格救急車等更新事業	より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新する。	都城市 大隅曾於地区消防組合
24	救急搬送体制強化推進事業	患者等搬送事業による患者搬送の推進と適正な救急車の利用についての啓発を行う。	都城市
事業効果			
高規格救急車の整備に加え、県境を越えたより広域的な搬送体制が構築できる。また、患者等搬送事業(民間救急タクシーの利用促進等)により、緊急時の救急車の確保を可能とする。			

2 産業振興

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

○取組の内容

都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	企業立地のための圏域統一プロモーション媒体開発・工業見本市出展事業	圏域全体の統一的なパンフレットやDVD等のプロモーション媒体を開発するとともに、大都市圏での工業見本市などへの出展等を行う。	都城市
2	企業誘致関連事業	関西及び福岡方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行う。	志布志市
3	都城インター工業団地整備事業	都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備する。	都城市
4	企業誘致対策事業	企業と迅速に立地交渉を進めるためのトップセールスを行う。また、既に立地した大型コールセンターに対しては、オペレーター養成を支援する。	都城市
5	企業立地促進奨励対策事業	企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。	全市町
6	企業誘致促進事業	企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。	都城市
7	立地企業及び地場企業育成事業	立地企業及び地場企業を対象に、志布志港活用の推進及び地域産業の振興をテーマとしたセミナーを開催する。	都城市
8	前目工業地域雨水対策事業	都城志布志道路を活かした前目地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。	三股町
9	志布志港ポートセールス推進事業	「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。	志布志市
10	志布志港国際航路利用促進事業	「蘇州號」モニターツアー、食品輸出コンテナ助成金の交付や荷主等訪問活動により、航路の維持発展を図る「志布志港国際航路利用促進協議会」の負担金。	志布志市
11	さんふらわあ志布志航路利用促進事業	各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。	志布志市
12	志布志港港湾改修事業	志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。	鹿児島県
事業効果			
<p>圏域が連携してプロモーション活動を行うことにより、より魅力的な地域としてのPRが可能となり、圏域内への企業立地の促進が図られるとともに、志布志港の活用により、海外を視野に入れたよりグローバルな取組も可能となる。また、都城IC付近の雇用創出ゾーン整備、志布志港のポートセールスや施設整備等により雇用創出、物流の活性化による産業振興はもちろん、都城志布志道路の整備に伴う「30分通勤エリア」の形成による定住の促進等も図られる。</p>			

第6章-3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画

1. 道路等の交通インフラの整備

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

○取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	ネットワーク化促進シンポジウム開催事業	都城志布志道路の建設促進大会を圏域住民も対象としたシンポジウム形式で開催する。	都城市
2	都城志布志道路建設促進事業	都城志布志道路の建設促進の機運醸成を図るため看板設置や懸垂幕の掲示を行う。	都城市
3	アクセス道路整備事業	都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市(町)道を整備する。	全市町
事業効果			
都城志布志道路の整備により、物流交通の効率化と企業立地や定住の促進はもちろん、救急医療拠点施設への搬送時間短縮、中心市の都市機能活用、地域間交流の活性化等が図られる。また、その必要性を啓発するためのシンポジウムの開催等により圏域住民の早期完成に向けた機運が醸成されるとともに、アクセス道路の整備によりその有効活用が図られる。			

2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

○取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
4	広域的交流・観光サービス推進事業	志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受け入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。	都城市
5	都城市・三股町観光推進事業	都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。	都城市 三股町
6	早水公園体育文化センター整備事業	圏域の拠点の屋内体育施設である早水公園体育文化センターの耐震補強工事を行い、利用者の安全性向上とスポーツ観光における利用促進を図る。	都城市
7	関之尾緑の村施設改修事業	圏域の観光拠点であり、「霧島ジオパーク構想」においても貴重な地質遺産とされている「関之尾の滝と颯穴郡」を有する関之尾緑の村の施設整備を行う。	都城市
8	アスリートタウン施設整備事業（弓道場）	弓道競技者の交流と競技力の向上を図るとともに、大会等を誘致するため弓道場を整備する。	三股町
9	アスリートタウン施設整備事業（旭ヶ丘運動公園）	圏域内外の陸上競技者等の参加によるジョギング大会やその他屋外イベント等の開催、スポーツ選手のキャンプや合宿の誘致のために、旭ヶ丘運動公園内の陸上競技場を整備するとともに、野球場の内・外野フェンスを衝撃吸収フェンスに改良する。	三股町
事業効果			
圏域の観光資源のネットワーク化を図ることで、より魅力的な観光メニューの開発やプロモーション活動が可能となり、観光需要の掘り起こしによる観光客の増加や圏域内外の住民との交流促進を図ることができる。また、固有の地域資源を活用した体験型観光やスポーツ観光等を推進することにより、多様な観光ニーズにも対応することができる。			

3. 定住促進

ウ 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

○取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
10	若者定住地分譲事業	山村地域における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、3地区15区画の宅地を分譲する。	都城市
11	定住促進分譲地整備事業	若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。	曾於市
12	定住促進対策事業	若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。	志布志市
13	山村定住「みやざきの家」譲渡事業	山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。	都城市
14	過疎地域定住促進奨励事業	町内の人口減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。	三股町
15	定住促進住宅取得補助事業	区域内への転入者の住宅取得に対して助成金を支給する。	曾於市
16	地域振興住宅建設事業	地域の要望等を踏まえて、新規転入者、若者世帯が居住できるよう、新たな宅地、賃貸住宅を提供し地域の活性化を推進する。	曾於市
17	民間住宅誘導事業 (大原地区道路整備事業)	雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。	三股町
18	雇用促進事業	雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規学卒者を支援するため、就職説明会を開催する。	都城市
19	地域雇用創造推進事業	都城市・三股町における雇用機会の創出を図る「地域雇用創造推進事業」として、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニューを実施する。	都城市
20	オンライン企業ガイド作成事業	雇用促進のための情報源となるインターネットでの「オンライン企業ガイド」の整備を行う。また、求職者と求人企業とが直接やりとりできる「就職マッチングシステム」の活用推進を図る。	都城市
事業効果			
きめ細かい定住事業の実施により、圏域内への定住促進が図られ、雇用創出により生じる新たな定住ニーズへの対応も可能となる。			

第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 行政人材の育成

ア 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

○取組の内容

圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	特定課題解決型研修	圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。	都城市
2	政策立案能力向上研修	圏域の住民が安心して暮らせるような政策を立案する能力を養うとともに、圏域を牽引する人材の育成研修を行う。	都城市
3	特定分野先進事例研修	各種政策の先進事例を調査・研究するとともに、最新情報の収集に努め、圏域にとって有益な事業導入について検討・提唱する	都城市
4	人材育成研修会	講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。	都城市
5	圏域内の人事交流	圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。	全市町
事業効果			
構成市町における横断的な職員研修や人事交流を実施することで、圏域市町の連携が強化される。また、研修を活用した圏域共通の行政課題の解決等を通じて、圏域全体に視点を置いた住民の役に立つ人材、めまぐるしく変化する時代に対応できる人材の育成を図ることができる。			

2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

○取組の内容

圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
6	地域活動団体ネットワーク事業	圏域の市民等で構成する「地域活動団体連絡会議」を設置し、中間支援組織の役割、機能、体制に関する協議のほか、圏域内での地域活動団体のネットワーク構築を図る。	都城市
7	中間支援組織体制整備事業	NPOの様々な問題、NPO法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。	都城市
8	市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業	行政職員が市民やNPOとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。	都城市
9	NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業	NPO法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。	都城市
10	まちづくり協議会設置推進事業	地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位としてまちづくり協議会を設置する。	都城市
11	市民公益活動推進事業	市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。	都城市
12	がんばる地域づくり応援事業	各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。	三股町
13	「曾於元気だそお」ふるさと事業	明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。	曾於市
14	市民活動支援センター整備事業	共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。	志布志市
15	ふるさとづくり委員会事業	住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。	志布志市
16	共生・協働・自立推進事業	地域づくり団体やNPOが実施する地域活性化のための事業に対する補助を行う。	志布志市
事業効果			
中間支援体制の構築により、団体の組織体制が確立され、活動領域が広がり、住民自身による課題解決や地域の活性化、魅力向上を図ることができる。また、地域活動団体のネットワーク化や住民が自ら実施する事業への助成等により、さらなる協働の推進が図られる。			

3. 民間人材の育成及び推進体制の整備

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

○取組の内容

民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
17	多様な民間主体の連携による観光推進事業	企業や地域活動団体等が実施する新しい観光メニューの開発、地元住民による観光ボランティアガイドの育成等の活動への助成。	都城市
事業効果			
観光ボランティア等の人材育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化、圏域の魅力と地域価値の向上が図られる。			

定住自立圏構想事業計画総括表

単位：千円

政策分野	事業数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	主な事業
生活機能の強化に係る政策分野(医療)	24	5,433,110	2,224,151	932,731	829,199	618,011	10,037,202	救急医療拠点施設の整備・更新(補完施設・周産期連携含む) 医師負担軽減事業 救急看護士育成事業 医療情報電子化事業 医療連携の推進 地域災害医療センター機能充実事業 消防連携推進事業 救急搬送体制強化推進事業 など
生活機能の強化に係る政策分野(産業振興)	12	815,331	360,857	312,143	314,506	306,746	2,109,583	企業立地のための圏域統一プロモーション・メディア開発・工業見本市出展事業 都城インター工業団地整備事業 立地企業及び工場企業育成事業 など
結びつきとネットワークの強化に係る政策分野	20	551,646	486,467	279,113	339,193	242,713	1,899,132	ネットワーク化促進シンポジウム開催事業 都城志布志道路建設促進事業 アクセス道路整備事業 広域的交流・観光サービス推進事業 など
マネジメント能力の強化に係る政策分野	17	39,100	47,725	45,988	45,988	45,988	224,789	特定課題解決型研修、政策立案能力向上研修等の研修 圏域内の人事交流 地域活動団体ネットワーク事業 中間支援組織体制整備事業 など
合計	73	6,839,187	3,119,200	1,569,975	1,528,886	1,213,458	14,270,706	